

中小企業政策審議会経営支援分科会

共済小委員会（第20回）

令和4年12月15日（木）

経済産業省中小企業庁

午後5時00分 開会

○井上経営安定対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第20回共済小委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、御参集いただき、誠にありがとうございます。

本小委員会の事務局を務めます経営安定対策室長の井上です。よろしく願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、経営支援部長の横島より御挨拶させていただきます。

○横島経営支援部長 経営支援部長の横島です。

委員の皆様、今日は御出席ありがとうございます。また、倒産防止共済、小規模企業共済の両制度について、日頃より御理解、御指導を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの影響も残る中、世界情勢の急激な変化によって円安も生じております。エネルギー・食料価格がそれによって高騰し、また、部品の供給困難も生じています。こうした景気後退懸念に加えて、少子高齢化や働き方改革といった課題への対応もあり、中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境に直面していると承知しています。

こうした中、小規模企業者の廃業・引退あるいは中小企業者の取引先の倒産に対する備えをサポートする両共済制度の意義は大きいものと考えております。両制度ともに加入者は増加傾向にあります。倒産防止共済については、倒産件数が平年と比較して少ない傾向にある中、貸付額も近年減少しています。一方、小規模共済については市場金利の低下を勘案した付加共済金の計算となっていない点など、幾つかの論点が生じているところです。

本日の小委員会では、まず、倒産防止共済は5年ごとに見直しをすることになっているのですが、これについて研究会で議論した結果を報告いたします。それを踏まえて、見直しの是非について御審議いただきたいと思っております。また、小規模共済については、付加共済金の算出方法、貸付けの事務手続の変更について御議論いただきたいと思っております。両制度がよりよい制度となって今後も安定的に運営できるよう委員の皆様と考えてまいりたいと思います。

本日は、積極的に御議論いただき、忌憚のない御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それではまず、委員の退任・新規就任について御報告いたします。

このたび、井出委員、宮武委員が御退任され、新たに安達委員と津田委員が御就任されております。委員総数は12名となっております。

本日は、柄澤委員については、所用のため、御欠席となっておりますが、委員総数12名のところ、11名の委員に御出席いただいております。中小企業政策審議会令第8条に規定されます過半数の出席の定足数に達していることを御報告いたします。なお、村瀬委員におかれましては、所用のため、途中で退席なさると伺っているところでございます。

それでは、審議に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、議事次第

委員名簿

資料1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」

資料2-1「中小企業倒産防止共済制度の今後の在り方について（案）」

資料2-2「小規模企業倒産防止共済制度の今後の在り方について（資料編）（案）」

資料3「小規模企業共済制度の現状について」

資料4「小規模企業共済制度の付加共済金算出方法の見直しについて」

資料5「共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組」がそれぞれございますでしょうか。

配付資料を受領されていないようでしたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、本日はリモートでの開催となっております。安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク、カメラをオフにいただき、発言なさる際のみ御自身にて双方オンに切り替えるようお願いいたします。発言が終わりましたら、再度、全てオフに切り替えてくださるようお願いいたします。御発言を希望される場合は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手をお下げください。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山本委員長をお願いしたいと存じます。山本委員長、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。小委員会の委員長を務めております山本でございます。

本日も小委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員各位の御協力のほどどうかよろしくお願いいたします。

本日の議題ですけれども、今、画面に映っておりますように5つあります。

議題1が「中小企業倒産防止共済制度の現状について」

議題2が「中小企業倒産防止共済制度の5年見直し等検討結果について」

議題3が「小規模企業共済制度の現状について」

議題4が「小規模企業共済制度の付加共済金算出方法の見直しについて」

議題5が「共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組みについて」ということであります。

それでは、早速ですが、議題1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、資料1を御覧ください。「中小企業倒産防止共済制度の現状について」の報告です。

1 ページ目は、本制度の概要でございますが、本制度は、取引先企業の倒産により、売掛金債権の回収が困難となった場合に、掛金の10倍まで貸付けを受けられる制度となっております。

おります。運営主体は中小企業基盤整備機構でございます。

2 ページ目は、加入と在籍状況です。平成19年度以降、在籍件数は一貫して増加しております。加入件数はバブル崩壊以降減少傾向でしたが、平成23年10月の改正法施行後に掛金限度額が20万円に増額されてからは加入者が急増しております。引き続き、加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

3 ページ目は、月額掛金の実績でございます。新規加入者の6割5分が20万円を選択しております。また、在籍者全体で見ても20万円を選択する者が4割を超えているところでございます。

4 ページ目は、月額掛金の実績の推移でございます。先ほど申しましたとおり、平成23年の制度改正において月額上限を20万円に引き上げて以来、20万円を選択する方が一貫して増加しております。

5 ページ目は、業種別の加入状況です。令和2年度の新規加入者は、サービス業、小売業、建設業、不動産業が多いところでございます。在籍者全体で見ますと、製造業の方が、建設業、サービス業に次いで多くなっております。

6 ページ目は、共済金の貸付け実績です。企業の倒産件数は平成20年頃のリーマンショック以降より減少傾向にございます。企業の倒産件数の減少と併せまして、共済金の貸付け実績も減少しているところでございます。

7 ページ目は、一時貸付金の状況でございます。一時貸付けは、平成18年度以降令和元年度まで、新規の件数、額とともに増加傾向でしたが、令和2年度からは新型コロナウイルスの支援制度の充実の影響もあり、大幅に減少しているところでございます。

8 ページ目、貸借対照表について御説明いたします。特に左下にあります基金経理を中心に説明させていただきます。

まず、資産の部ですが、全体として加入者が増加しており、規模が拡大していることから、約2兆5795億円となっております。昨年度よりも2700億円余り増加しております。また、貸倒引当金は流動資産と固定資産にそれぞれ計上されておりますが、合計で約180億円となっております。これは、貸付金の残高が減っているということもございまして、昨年度より約12億円の減少となっております。

次に、負債及び純資産の部でございます。前納掛金に当たる前受金は、前納の増加によりまして、1256億円と昨年度より163億円増加しております。

9 ページ目は、損益計算書です。こちらも基金経理を中心に御説明いたします。

まず、収益の部でございます。共済事業の掛金等の収入は、加入者の増加及び上限20万円の掛金設定による新規加入者の増加に伴いまして、約4000億円と昨年度よりも584億円近く増えているところでございます。また、資産の運用収入は、運用可能資産の増加によりまして、約23億円と昨年度より5億円増加しております。

次に、費用の部でございます。前納減額金は、在籍者の増加によりまして、約12億円と昨年度より2億円増加しているところでございます。

以上、倒産防止共済制度の現状につきまして、事務局から御説明させていただきました。
○山本委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して御意見、御質問等あるかと思いますが、この件は議題2と密接にかかわることですので、議題2とまとめて御質問、御意見等を頂戴できればと考えております。

そこで、引き続いて、事務局から議題2「中小企業倒産防止共済制度の5年見直しの検討結果について」の御説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、続いて御説明させていただきます。

資料2-1と資料2-2で御説明させていただきます。

倒産防止共済制度につきましては、法附則により5年に一度見直すことになっていることから、今年1月から本共済小委員会の御了解の下、3回にわたりまして、中小企業庁事業環境部長を頭とします研究会を開催してまいりました。最近の収支状況や利用状況などを踏まえまして、論点整理及び制度の見直しの方向性を議論、取りまとめたところでございます。本日は、この研究会の報告書を基に、皆様の御意見も頂戴しながら、共済小委員会としての制度見直しの方向を取りまとめさせていただければと考えております。

それでは、資料2-1を御覧ください。まず、第1章につきましては、先ほど御報告いたしました現状報告とかぶっておりますので、説明は省かせていただきます。

それでは、第2章の具体的な検討についてでございます。6ページ目を御覧ください。今回、論点につきましては、大きく6点ございました。なお、この6点につきましては、これから御説明させていただきますが、全て現状維持が妥当という方向で研究会では結論を頂いているところでございます。一点一点御紹介させていただきます。

1点目、掛金月額、掛金総額、共済金貸付額についてでございます。共済金の貸付額の上限は、中小企業者の大部分が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案し、おおむね9割程度の中小企業者の方が共済金の貸付額で回収困難額をカバーすることができるよう決めているところでございます。

研究会においては、限度額の増額について御意見等を頂きました。そこで資料2-2の資料10を御覧ください。共済金の貸付限度額は、現状、8000万円でございますが、この範囲内で97%以上の方がカバーされていることが確認されました。右側の表の黄色い部分でございます。このため、今回、貸付限度額の引上げを行う必要性は乏しいのではないかと考えられます。掛金納付制限額につきましては、この貸付限度額の引上げを行う必要性が乏しいため、同様に改正の必要性は乏しいのではないかと考えられます。また、貸付額につきましても、貸付金限度額、そして掛金納付限度額の引上げを行う必要性が乏しいことから、同様に現状維持が妥当であるということで研究会ではまとめていただいているところでございます。

続きまして、2点目でございます。共済事由について、7ページ目を御覧ください。現行制度では共済事由としまして、平成30年に電子記録債権の取引停止処分を加え、取引先

企業に、8ページ目に4つありますように、倒産といった事態が生じ、売掛金債権等の回収が困難とする場合に共済金を貸し付けることとなっているところでございます。

なお、この電子記録債権につきましては、平成30年に加えられた際に3年をめぐりに見直すという法附則になっておりますが、事務局で確認しましたところ、令和3年度の貸付けにおける実績はゼロ件ということで、大企業を中心に活用されているということで、中小企業ではこれからというところがございます。いずれにしろ、電子記録債権の活用は今後進めていくということで、研究会でもこれに関する課題、問題点等は特になかったところでございます。

戻りまして、現在、共済事由について、なぜ4つの類型に限定しているかと申しますと、共済事由の発生や、その時期を客観的、形式的に判断し、公平な運用をできるようにするためということでございます。したがって、共済事由の追加の検討を行う際には、取引先企業が「倒産」の一般的な意味内容の範囲内の状態であること等、4つの要件を満たすことが必要であるということになっております。

研究会においては委員の方から、夜逃げや、休・廃業や履行の遅滞等について検討してはどうかというコメントを頂きました。具体的に、夜逃げについては外形的な判断がなかなか難しいことから4要件には当てはまらないのではないかと、また、悪意に基づく夜逃げ・休業の偽装等により共済金貸付けを利用されるおそれがあるという指摘もありました。また、廃業については、基本的には事業を停止することでありまして、「倒産」とは意味が異なり、必ずしも売掛金債権が回収困難とは判断できないことから、これも4つの要件を満たさないのではないかとという意見がございました。また、履行遅滞についても、法的・私的整理が開始されていないため、4要件を満たしてはいないということから共済事由の追加は困難ではないかという御意見を頂きました。また、6か月未満の倒産につきましては、悪意の逆選択の増加により、ほかの共済契約者の掛金を毀損する可能性がある等の理由から、これもまた困難ではないかという御意見がございました。こうしたことから研究会では新たな共済事由の追加については難しいという方向で結論を頂いているところでございます。

9ページ目を御覧ください。続きまして、3点目でございます。共済金貸付額の10分の1の掛金消滅についてです。共済金を貸し付けた際には、共済金貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅するのが現行の制度でございます。これは、無担保、無保証人という条件で共済金の貸付けが行われるために、ある程度貸倒れが生じ、一定の費用を要してしまうことから、共済金の貸付けを受けた方については、共済金の10分の1に相当する額について掛金の権利を消滅させ、その財源を捻出し、収支相償の下に制度を運営するというのが理由でございます。これにつきましては、研究会におきまして、財政シミュレーションにより権利消滅割合の変更可能性について検討を行ってはどうかという御示唆を頂きました。

資料2-2の資料4を御覧ください。共済貸付金の回収率でございます。御覧のとおり、

制度創設時は高い時期もございましたが、現状では累積で見ますと約85%で一定となっているところでございます。このため、資料12を御覧いただきたいのですが、10分の1の控除だけでは回収金額の補填には必ずしも足りていないという状況でございます。左側でございますが、約5%足りないこととなります。不足分につきましては、貸し付けていない資金の運用利息などによって補填して収支を成り立たせている状況でございます。本共済財政における基礎的な収入である10分の1控除による収入を低減することは、財政リスクを増大させる可能性が高いというところでございます。

一方で、委員の方から御指摘を頂きました財政シミュレーションでございますが、資料13を御覧ください。こちらについては、権利消滅を現行の10分の1、仮に15分の1に軽減した場合について、それぞれ約10年間の仮定を置いてシミュレーションを回したものでございます。いずれの場合におきましても、短期、中期的に直ちに共済の貸付事業の運営に影響を与えるものではございませんが、純資産に当たる完済手当金準備基金の減少が見込まれることから、未回収金の補填を行う運用益の依存率が高くなっていくという結論を得たところでございます。こうしたことから研究会では掛金の掛金消滅割合は現状を維持することが妥当ではないかということでもとまったところでございます。

続きまして、10ページ目、4点目でございます。償還期間・据置期間でございます。こちらについては、加入者である中小企業者にとって月々の返済負担が過大にならないものとするとともに、共済制度の安定的な運営を維持する観点から確実な返済を確保するということに配慮して設定されております。

研究会では、償還期間の長期化のニーズがあるという御意見を頂きました。こちらについては、一般的には貸付金の償還期間が長くなりますと貸付金の回収率の低下と連動性があることから、現状においても回収率が、先ほど来御紹介しておりますとおり、85%程度であることから、さらなる回収率の低下を招く措置を講ずることは慎重であるべきという結論となっております。

しかしながら、現状でも、共済貸付金の償還が困難となった場合は、中小機構におきまして、個別に事情をお伺いした上で最大限の債権回収に努めつつ、償還期間の再設定等の相談に応じていること、加えまして、コロナ禍の特例としましても、令和2年4月より償還期日の繰下げなどの措置を実施しておりますので、引き続き、こういう形で貸付者の利便性向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

11ページ目を御覧ください。論点の5点目でございます。一時貸付金の利率変更についてです。一時貸付制度は、解約手当金の範囲内において貸付けを行うためにある制度でございます。貸付利率については、中小機構の事務費と市中金融機関からの借入れコストを踏まえ、設定しているところでございますが、現在は市中からの借入れはございませんので、調達金利は発生していないところでございます。

資料2-2の資料5を御覧いただければと思います。研究会においては委員の方から、一時貸付金の利率の変更可能性を検討したらどうかという御指摘を頂いておりました。そこ

で右側の表でございますが、中小機構におきます事務費を過去10年分精査しましたところ、事務コストはほぼ一定であるということが確認されたところでございます。そういう意味では、現在の利率は、制度導入時に想定されました事務コスト相当分のみを徴収しておりますことから、現行制度を維持することが妥当であると委員の方から結論を頂いているところでございます。

12ページ目でございます。6点目の論点でございます。早期償還手当金の手当率変更についてでございます。早期償還手当金は、貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より早期に完済した場合に、繰上げ期間に応じた手当金を支給するものでございます。

研究会においては委員の方より、手当金の支給を多くすれば活用されるのではないかという意見がございました。このため、現在の金利水準と貸付金の回収率の動向を見据え、変更可能性について検討を行ったところでございます。

資料2-2の資料4を再度御覧いただきたいと思っております。金利水準については、現在でも日銀の基準金利をはじめ非常に低水準で推移していることを踏まえ、金利水準を基にした手当率の変更は押下げの方向となりまして、契約者に対してニーズがないということでございます。また、回収率については、繰り返しになりますが、85%程度で推移していることから、現状でも掛金10分の1の消滅分があっても貸倒れ補填ができないことから、手当率を上げることによります財政の圧迫については慎重であるべきということで、現行制度を維持することが妥当であるという結論を頂いているところでございます。

以上、6点とも現実維持が妥当ということで研究会では御報告いただいたところでございます。

ただ、研究会におきましては、複数の委員の方から、財政シミュレーション、共済事由については、昨今の経済事情、情勢に鑑みて、現状を注視し、必ずしも5年ごとの見直しを待たずに適宜検討を行うことをしてはどうかという御意見があったことから、今、画面に出ておりますけれども、終わりのところで特記させていただいたところでございます。我々事務局としては研究会の方の御意見を尊重しまして、5年見直しにかかわらず常に状況の注視に努めてまいりたいと考えているところでございます。

長くなりましたけれども、資料2につきまして、御説明させていただきました。

○山本委員長 ありがとうございます。大変詳細に研究会での検討の内容、そして結論について御紹介いただきました。

それでは、中小企業倒産防止共済制度の今後の在り方について、先ほどの議題1の現状についての御質問、御意見も含めていただいて結構ですので、どなたからでも、またどの点からでも御発言いただければと思います。最初に事務局からありましたように、挙手機能を用いていただきますと私のほうで確認できるかと思っております。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 詳しい説明をどうもありがとうございました。

1つ質問したいと思っております。共済金貸付額の掛金消滅のところですが、お話では

回収率が85%程度で、その分、足りないというときに、いろいろ勘案した上で現状でよいだろうということだと思いますが、ここを上げるというようなことは今後考えないのでしょうか。そもそも10分の1と決めていた頃は、そのときはもちろん大丈夫だったということだと思いますが、85%ぐらいで安定しているというのが何か構造的な原因があるのか、あるのであれば、そこはどのようなものなのか、お聞かせいただければ大変ありがたいです。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

○井上経営安定対策室長 ありがとうございます。

まず、将来でございますけれども、この85%という状況は、累積ということもございまして、長期的に一定動向となっておりますので、直ちに変わるということはあまり想定されておられません、もちろん委員がおっしゃるとおり、これが仮に常時変動になるということになれば、いろんな措置を考えていかなければならないと考えております。ただ、具体的にこの瞬間何かということではないかなと思っております。

また、この状況でございますが、報告書にも書いていますけれども、中小機構としても、この85%の回収率を上げるべく、専門人材の配置あるいは個別の回収交渉等を実施し、いろいろ努力はされていると伺っておりますが、残念ながら、ここまでしてもなかなか、どうしても累積があるものですから、回収率が上がっていかないという現状があるかと思っております。

○山本委員長 事務局のお答えとしてはよろしいでしょうか。大橋委員、今のようなお答えですけれども、いかがでしょうか。

○大橋委員 ありがとうございます。これは累積ということなのですね。ですので、また改善していくということかなと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私も研究会に参加してございましたけれども、各委員から熱心な議論がされて、何とかいい方向に制度を変えることができないかということで、かなり検討したのですが、基本的には現在の制度を維持するのが最も適切ではないかということで委員全員のコンセンサスが得られたということです。ただ、室長から最後にありましたように、そうはいつでも状況は、今、コロナ禍ということもありますし、変動していく可能性はあるので、適時適切に見直すことができるように、財政シミュレーション、その他状況をモニターしていくことが重要ではないか、これも委員の間で基本的にはコンセンサスがあったということでこのようなことに至っているということですが、いかがでしょうか。

もし特段御異論がないということであれば、5年見直しの検討結果につきましては、この研究会の報告書に従って共済小委員会としても取りまとめるということで御異存はないと理解させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、特段の御異議がないようでございますので、このような形で小委員会としての取りまとめとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、議題3に移りたいと思います。「小規模企業共済制度の現状について」、こちらにつきまして、事務局から資料3の説明をお願いいたします。

○杉本小規模企業振興課長 小規模企業振興課長の杉本と申します。

本日は、皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料3に基づきまして、御説明させていただければと思います。まず、1ページ目、小規模企業共済制度の概要です。対象でいえば、小規模企業の個人事業主や会社の役員の方が廃業や退職後の生活の安定等を図るための資金として積立てを行う共済制度となっております。運営主体は中小企業基盤整備機構で、この制度の場合は、個人事業の廃止、会社解散など廃業に至った場合に、共済の事由によって手厚い共済金が支給されます。例えば下の表を見ていただくと、A共済事由でいいますと、個人事業者が個人事業を廃止したり死亡したりという場合には、A共済事由ということで支給金額が高くなるということで、受取金額は、掛金をおおむね1.5%で複利計算した元利合計額が支給されるような形になります。

基本的な概要で申し上げますと、制度開始は昭和40年に遡りまして、在籍者数が158万8000人、資産総額が10兆8847億円、これは令和3年度末です。月額掛金も1000円から7万円ということで幅を持って選択できて、在籍者の平均でいえば4.3万円という状況になっております。

基本データですが、2ページ目に移っていただきまして、小規模企業共済制度の加入・脱退・在籍者数の推移です。加入人数はピンク色の棒グラフ、脱退人数が青の棒グラフ、折れ線グラフが在籍人数ですが、この図を見ていただいても分かるように、在籍人数が右肩上がりが増えて、加入人数も増えていきます。加入人数は、かつて平成22年度末で見ると6万人程度だったのですけれども、直近でいえば11万人程度まで来ています。そういう意味では増加傾向で進んできているというのが今の状況となっております。

3ページ目は、小規模企業数に対する共済制度在籍者数の比率です。小規模企業数を青の棒グラフ、在籍者数を赤の棒グラフで見ると、小規模企業の中でどのぐらいの割合の方が小規模企業共済に入っているか、その割合も徐々に上がってきていまして、上昇傾向にあります。直近でいいますと、61.1%の方々が在籍いただいている状況となっております。

4ページ目に移っていただきまして、共済契約者の年齢構成でいいますと、41歳から50歳が3分の1と一番多くなっております。それに続くのが51歳から60歳まで、22.7%です。新規加入の平均年齢が48.9歳となっております。在籍者数、今のストックというか、現状で申し上げますと、61歳以上で40%を超えます。新規加入は41歳と50歳までの間で入ってくるのですが、全体の中で年齢構成はどこが多いかということでいえば61歳以上が40%を超えるという状況となっております。

5 ページ目に移っていただきまして、基本データで掛金月額をどのくらい払っているか。左側の円グラフを見ていただくと分かりますとおり、新規加入者は6万500円から7万円の月額掛金の方が44.7%と最も高くなっております。在籍者ということで、現状、全体でどうかということであれば、平均掛金月額は4.3万円です。新規加入者の部分でも初め入ったときも平均掛金は4万4000円ぐらいになっていますので、入られるとき、入った後も平均は4万円台となっております。

6 ページ目は、どういう業種の方々が在籍しているかという基本データです。まず、新規加入者でいうと、サービス業が一番多く33.1%、続きまして小売業が24.9%です。今の在籍者全体でいえば、サービス業が35.2%、続きまして建設業が18.3%、その次が小売業16.3%となっております。

7 ページ目は、共済金の支給金額はどの程度かというデータになっております。青色が共済金の支給額、赤色が解約手当金の支払額です。平成24年度は、共済金の支給金額が6000億円を超えています。以降は大体5000億円前後で推移しております。解約手当金は、平成23年度から見ていくと、金額、支給者数ともに緩やかな減少傾向が見てとれると思います。

8 ページ目に移っていただきまして、小規模企業共済の財政状況、キャッシュフロー、掛金と共済金の状況です。平成26年度以降、掛金収入額が共済金の支給額を上回る状況が続いています。キャッシュフロー上は、近年、共済金の支給は掛金の収入で対応できているという状況になっています。

9 ページ目は、小規模企業共済の財政状況です。折れ線グラフと棒グラフを見ていただいて、折れ線グラフが収支状況を表しているのですが、平成20年度頃はサブプライム問題やリーマンショックの影響を受けまして、過去最大規模の累積欠損金が生じていました。例えば平成23年度を見ても赤字になっています。ただ、平成26年度のところで今まで赤で来ていた累積欠損金が解消されて、直近の部分でいうと令和3年度末で利益剰余金が5770億円となっております、平成20年度頃の状況が改善されています。

10 ページ目に移っていただきますが、中小機構で「小規模企業共済資産運用の基本方針」を策定しておりまして、安全かつ効率的な運用を基本目標にして基本ポートフォリオを策定しております。基本ポートフォリオは令和4年5月に改定していますが、平成29年4月に改定したものでいえば、自家運用の割合が81.6%、委託運用が18.4%ありまして、内訳でいえば国内株式が6.4%、国内債券が5%、外国株式が3.2%、外国債券が3.8%となっております。令和4年には、少しリスクを下げるような形でのポートフォリオの見直しが行われていますが、そういう部分に基づいて共済資産の運用を行っております。

11 ページ目に移っていただきまして、共済契約者貸付もしております。掛金納付期間に応じた貸付限度額の範囲内で事業資金を事業者が借り入れることができるような制度になっておりますが、貸付件数、貸付金額ともに減少傾向になっております。特にコロナの期間はコロナの特別な融資制度とかできた関係もあって、令和2年、令和3年は貸付けの金額が実績としては減ってきているというような状況になっております。

駆け足でございましたけれども、取りあえず、小規模企業共済制度の現状については以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいま頂いた小規模企業共済制度の現状についての御説明につきまして、御質問でも御意見でも結構ですので、御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。詳細な御説明を頂いたところです。

それでは、現状については今のような御説明を承ったということにさせていただいて、引き続きまして、次の議題4も小規模企業共済の問題ですので、またその議論の際に現状についての御質問等がありましたら、そのときにお出しただけでも結構です。

次の議題4「小規模企業共済制度の付加共済金算出方法の見直しについて」、この点に移りたいと思います。事務局から資料4についての御説明をお願いいたします。

○杉本小規模企業振興課長 引き続きまして、資料4に基づきまして、私、小規模企業振興課長の杉本から説明させていただければと思います。

資料3の小規模企業共済制度を前提として、今回、付加共済金の算出方法の見直しについて御提案させていただければということで御説明いたします。

2ページ目は、先ほどの説明と重なりますけれども、小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主の方が廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積立てを行う共済制度となっております。先ほど申し上げたような、在籍者数が158万8000人、資産総額が10兆8847億円という状況となっております。

3ページ目は、共済金の概要です。下の図を見ても分かるように二階建てになっておりまして、基本共済金という固定額の部分と付加共済金の構成になっております。共済金は、今、申し上げましたとおり、固定額の基本共済金と、当期の運用状況に応じて拠出される付加共済金の合計額、二階建て方式となっております。今回、算定方法の見直しをさせていただきたいと思っているのが付加共済金の部分になりますが、この支給率は中小企業政策審議会で決定するというようになっております。

まず、基本共済金はベースとなるものですが、掛金月額、掛金納付月数に応じて共済事由ごとに規定されている固定額の共済金となっております。今まで、昭和40年の制度設立以降、3度、予定利率の改正を行っております。平成8年に6.6%から4.0%への引下げ、平成12年に4.0%から2.5%への引下げ、平成16年に2.5%から1.0%への引下げをさせていただいております。

二階建て部分になるところですけれども、付加共済金は年度ごとに決定される支給率を基に算定しております。脱退する際には、基本共済金、固定額の部分と合わせて支給するという形になっております。支給率は、共済小委員会、まさに審議させていただいて、同審議会で諮問の上、決定されます。制度設立以降、これは平成7年に制度が設立しておりますけれども、平成30年に0.036%、令和3年に0.328%、令和4年に0.504%ということで支給しているという状況になっております。

4 ページ目は、付加共済金の概要です。まず、付加共済金というものについてですが、1 つ目に書いているように、平成 7 年の法律改正において設立しております。共済契約者の方が契約期間中の運用環境に相応した額の共済金を受給できるようにした制度になっております。イメージでいいますと、契約者に配当する生命保険の配当を参考に制度を導入しております。

2 つ目ですが、付加共済金は假定共済金額に支給率を掛けて算出しております。

3 つ目は、抽象的な説明になりますので、ここを説明した後、右下の図に基づいて補足説明させていただければと思います。支給率は、当該年度末の剰余金見込額を假定共済金等の発生見込総額で割った値を基準としつつ、ここからが重要なポイントですが、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して決定するということになっています。

算出方法ですけれども、右下の図を見ていただくとイメージしやすいと思います。まず、付加共済金を算出するとき、剰余金見込額がベースになります。これはどういうものかという、運用・掛金等の収入から共済金の支払いに充てる額や責任準備金に積み増す額、そういうものを差し引いて、累積した過去の剰余金を加えたもの、それがまずベースになります。そこから、(2)の今までずっと留保してきた額は残しておいて、それを引き算で引きます。続きまして、(3)の推計リスクですが、運用していったときに損失がどのぐらい出るかという損失額の期待値の額を引き算します。推計リスクがどのぐらい出そうかという部分を見越して引き算します。残ったものについて折半して、半分は積立留保額として残して、半分は付加共済金の原資額ということで、これを付加共済金に充てていくという形になっています。

そのときに一つ今回の算定見直しのポイントは、先ほど言った推計リスクというのは委託運用資産の部分で、先ほど説明した基本ポートフォリオで運用しているような世界になるとは思いますが、(4)というのは自家運用資産、主に国債や地方債、そういうもので運用している部分になるのですけれども、今まで金利がそれなりの水準、予定利率を上回る水準であったことが長かったので、そのときは歴史的経緯から常に利率は 1 % 以上です。もう一つは普通の民間の運用と異なる特質性がありまして、国債を買ったら途中で売るということも民間の場合はあると思いますが、共済の場合は満期保有をしていきます。ずっと持っていくということになっていましたので、今まで利率が高い水準であれば、それは買った瞬間、常に利益が確定してリスクは存在しませんので、本来、推計リスクの中に入れていてもいい話だったのですけれども、運用状況、利回りがいいときは全部利益しか出なかったもので、リスクとして勘案せず、今回の付加共済金の原資額を算出するときも緑の枠内に入れずに外出しにしていました。ただ、後ほど説明していくのですけれども、直近、低金利になってきて、予定利率の 1 % を下回るという状況になってきて、そういう国債がどんどん増えてきているときに、買った時点で予定利率を下回った部分というのは満期保有ですから損失が確定しているのですけれども、引き続き、剰余金見込額、付加共済金原資額を算定するとき勘案していなかった。今、低金利になったからこそ、そして損失が

確定されてきているからこそ、この緑の枠に入れていかなければ、本来入れていてもよかった部分を入れていく必要があるのではないかというのが現状の論点になっております。

続きまして、そういう背景で、5ページ目に移っていただいて、1つ目に、小規模企業共済においては運用資産の約8割を自家運用資産で運用しています。すなわち、先ほど言った国債や地方債みたいな運用を大体8割しています。

2つ目に出てきましたが、先ほど私が申し上げましたとおり、これは全部満期まで持ちます。満期保有目的債券として持つということになっていきますので、購入時の利率で損失も利益も確定してしまうという側面がございます。

3つ目ですけれども、自家運用資産は過去に購入した高利回りの債券が多かったので、1%以上の平均利回りがもうちょっと前であればほぼ問題なく確保できていたのですけれども、どんどん低金利になってきて、1%を下回る国債も増えてきていますので、予定利率を下回る債券を現状、購入してきています。買えば買うほど損失が出てくるという状況になっております。

4つ目に、低金利環境の長期化で、今までの利率の高い債券から、むしろ利回りの低い債券、満期保有が終わって、利回りが低い債券を買い替えるような形になってきていますので、直近でいえば、令和3年度の運用実績においても自家運用資産の利回りが初めて1%を切る水準にまで落ち込んできています。参考でいえば令和2年度1.0%、令和3年度0.89%です。

そういう状況でもございますので、5つ目ですけれども、償還までの期間、予定利率に対する潜在的な損失額が確定されているのに、今まで付加共済金の支給率の計算ではこれが考慮されていない状況になっております。このままずっと続けていくと、自家運用資産の予定利率に対する潜在的な損失額が、今、実際にあるにもかかわらず、考慮せずに付加共済金を算出することになりますので、少し多めな形で支出されていくということになってくると、運用資産の安定性への影響が出かねないというような状況になってきております。これを改善していく必要があるのではないかと考えております。

6ページ目は、それを受けて算出方法の見直しということで今回整理しております。下の図を見ていただくと、一番右に点線で書いているとおり、今まで自家運用資産の潜在的な損失額というのは付加共済金原資額を算出する剰余金見込額の枠内に入っていなかったのを、今回、枠内に入れることによって、剰余金見込額、緑の枠から過年度の留保額を引いて、今度、委託運用資産の推計リスク、どのぐらいの損失かという期待値を引いて、さらに利率が低いもので損失が確定されているところを今回(4)として新たに加えることによって、それを引いた上で残りを折半して、半分は積立てをしながら、半分を付加共済金原資額ということにしまして、それで利率を計算していく、そういう算定方法の見直しをさせていただければと思っております。そういう内容について御審議いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

今回の変更の御提案、その理由について詳細に御説明いただきました。

それでは、ただいま頂いた御説明につきまして、御質問でも御意見でも結構ですので、御自由に御発言いただければと思います。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 一応、念のため、確認なのですが、今回、御提案いただきましたのは付加共済金ということなので、こういうふうに算定するので、いわゆる元金のところが減ってしまう、もともと経営者の方々が積んでいるものまでマイナスリスクがあるから減ってしまうというわけではなく、あくまで付加共済金の原資のみという理解で合っておりますでしょうか。

○杉本小規模企業振興課長 そういうことになります。結局、加入者の側からすると、分かりやすく言えば配当みたいな部分なので、運用資産の部分から、むしろ付加共済金というところ、トータルで言うと、その不利益ということにはならないと思うのですけれども、いずれにしましても、そういう理解で結構だと思います。

○堤委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、津田委員、お願いいたします。

○津田委員 詳細な説明、ありがとうございます。

私のほうから念のための確認なのですが、資料4の6ページに書かれている剰余金見込額というものは、例えば3年度末でいくと、資料3の9ページにあります5770億円とほぼイコールのものということでよろしいですか。

○杉本小規模企業振興課長 機構さん、直近の部分で御説明いただいてもいいですか。よろしく申し上げます。

○山本委員長 中小機構のほうからどなたか説明いただけますか。

○山岸共済資金運用課長 中小機構の資金運用課長、山岸と申します。

今の御質問ですけれども、付加共済金の払出し、支出の計算をするときには、支払い年度末の剰余金の額を推計にいくという形になっておりますので、基本的には、前年度末でいうと、その数字になっているのですが、前年度3月に今年度分の支給を決定いただいたときの剰余金を推計した額は4852.5億円となっております。今、足元の剰余金を基に、具体的には1月末の状況から14か月後を推計しにいて、それを使うということなので、ニアリーイコールとまではいかないのですが、足元のものを利用して14か月後を推計しにいった額ということで、今年度の払出しを計算したときには4852.5億円が出发点となっております。

○津田委員 ありがとうございます。

度々恐縮なのですが、規模感を知りたくて、(2)の過年度の留保額と(3)の推計リスクというものが同時期にどれぐらいの金額だったかを教えていただいてもよろしいですか。

○山岸共済資金運用課長 かしこまりました。こちらは、前回の小委員会の資料で読み上げさせていただきましても、昨年度3月の利益剰余金見込額4852.5億円から、それまで前2回払出しされた額315.1億円を引きまして、さらに昨年度の時点で推計したときに委託の2シグマの推計リスクは3624.8億円でございます、差し引きして残りが912.6億円でございますので、今年度の払出し分として計算したものは456.3億円ということになりました。ですので、今年度以降計算する場合に留保額というのはこの456.3億円が足されますので、771.4億円が今年度の決算においては、今年度、来年度分を計算するときには引かれる額になるかと思えます。

もう一つ、補足でございます。委託の2シグマ、2標準偏差分のリスク額でございますが、こちらは足元の状況から14か月後の2シグマ分を計算して引くというお話をさせていただきましたけれども、ポートフォリオを今年度切り替えておりますので、リスクが少なくなる形のポートフォリオに移行したということで、今年度計算するときに2シグマの額は先ほど申し上げた3600億円よりは1000億円ぐらひは下がると思っております。そういうことでいうと、2シグマの推計リスクは2000億円台になるのですけれども、一方で手当てができていない自家運用の部分があるということで、それを合わせて今回管理させていただけないかということの御提案でございます。

○津田委員 分かりました。御丁寧にありがとうございます。理解できました。

○山本委員長 よろしいでしょうか。今、2シグマとか、私自身も素人ですが、そういう話が出てきましたけれども、これはそういうリスクを計算する際に使われる指数として、何年に1回とか、何十年に1回起こるようなリスクを計算する際に使われるものであるということを私もこの小委員会で学びました。正確に何年だったか覚えていませんが、かなりまれな経済変動リスクがあった場合でも赤字が出ないような形でこのリスク計算をして、それでなおかつ剰余が出た部分について付加共済金として支給する。要するに、安全度を確保しながら付加共済金を出すことを決定するというので、このような推計リスクというものを計算して、それを引いているということ、既に小委員会の長い委員は御存じだと思いますが、新しい委員の方にはそういうようなことだということなんです。

それでは、続きまして、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 まず、大変クリアな御説明をありがとうございます。非常に難しい話なのですけれども、大変整理されていて分かりやすかったと思えます。

御説明にありましたように、そもそもこの付加共済金という制度をつくる時に想定していなかった満期保有目的債券が、ある意味、逆ざやになってしまうという状況が起きてしまった。この計算にもともと入れていないところを潜在的な問題としてちゃんと取り込んで考えようということで、しばらく低金利という投資環境の厳しいところで問題に対応するというので、特に運用の安定に資する大変よい対応策だと考えます。私はこれに賛成いたします。

ここまでが今回の御提案に対する私の意見で、これは、こことは直接関係ないのですけ

れども、いい機会ですので申し上げておきたいと思うのですが、付加共済金は、運用がうまくいけば、その分、払い出すという制度なのですけれども、私の理解する範囲では、制度としては随分前につくったのですが、実際に導入したのは平成30年ということで、そのとき、予定利率をかなり下げる、1%ぐらいにするというようなところで、ある種、スイートナーとして導入されたのではないかと勝手に解釈しております。

まず、そういう背景があるということで、もう一つは、運用がうまくいったときに払い出す金額が増えていくということで、本来であれば、まだ余剰が十分でないような状況においては資産を増やしていかなければいけないのですけれども、そのスピードを落とすというような予期せぬ効果というのもあると思います。ですので、中長期的に見た場合に付加共済金というものをどういうふうに捉えていくかということに関しては、今回この対応をした後にまたじっくりと考えていただくと、特に運用の安定性という観点からはありがたいのではないかと考えております。これはあくまで運用の安定という観点からの意見で、ほかにお考えがある方々もたくさんいらっしゃると思いますけれども、勝手な私見として申し上げたいと思います。

以上です。

○杉本小規模企業振興課長 貴重なお話、ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。大変重要な御指摘で、制度の長期的な観点からも検討しなければいけない点の御指摘であったかと思えます。

私の認識でも、この付加共済金は、平成8年の時点で予定利率を6.6%から4.0%に下げたときに、しかし状況が改善すれば、運用がよくなれば、付加共済金を出すことによって言わばボーナス的なものをつけるということで、ある意味では予定利率の引下げとバーター的な制度だったのかなと思います。

しかし、付加共済金というのは長期にわたって支給されず、平成30年、この時点でも私、小委員会の委員長だだと思いますけれども、初めて歴史的変更で出せるということになって、私自身も非常に感慨が深かったのですが、そのときの小委員会の議論でも、やはり予定利率を守るといいますか、この1%をさらに引き下げなければいけないという事態にはならないように制度の安定性を何よりも重視すべきだというのは、小委員会の中で多くの、基本的にはコンセンサスといってもいいような御意見であったのではないかと思います。その意味で、先ほどのようなかなり慎重な計算をして、制度の安定性に害を及ぼさないような形でできる範囲でこの共済金を出すということだったのだらうと思います。

ただ、そのときも、さすがに自家運用部分で逆ざやが出るというところまでは想定し切れずに、そこは計算の外に出していたというところだったのですが、その後の低金利が長期化する中で、そこも逆ざやが出てきてしまうということで、言わば予定利率を維持するために、制度の安定的な運用を維持するために、この付加共済金の部分をさらにもう少し慎重に考えよう、自家運用資産の潜在的な損失額についても計算に加えようというのが今回の改正といえますか、考え方の趣旨なのだらうと理解しております。

そういう意味では、長期的にはこれは加入者の利益にも資するといえますか、そういうものなのだろうと思いますが、大橋委員の先ほどの御意見は、そういうことも踏まえて、付加共済金を導入した時点とは様々な運用環境その他が大きく変わってきている中で、制度が将来どうあるべきかということをもう一度視野に入れて考えていくことが必要ではないかという御指摘で、誠にごもつともな御意見であると私も思います。

○杉本小規模企業振興課長 私も今年の7月に着任したばかりですが、今回、大橋先生とか山本委員長のお話を聞く中で、小規模企業共済もそういう方々がいろいろ議論を積み上げていただいた結果、こういうよい制度となってきたということを改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、付加共済金をやるということが運用の安定性でどうかという観点もありつつ、ただ、これを導入したとき、毎年度、運用収入みたいな、財務状況に応じて付加的にその運用状況に合わせたものをタイムリーに共済契約者に利益を還元するという一部メリットみたいなものもあるのですが、ただ、付加共済金が導入された経緯も先生方がおっしゃった部分もあると思いますので、今後、予定利率を引き上げるような環境になってきたときに、またそういう部分をどう考えていくかという議論はあると思います。引き続き、皆様方の御知見をいただきながらいろいろ御議論させていただければと思います。貴重な御指摘、本当にありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。堤委員は先ほどの挙手が残っているだけと理解してよろしいでしょうか。

○堤委員 すみません。最後に一点だけあるので、一番最後で大丈夫です。

○山本委員長 それでは、ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

私が伺ったところでは、今回事務局から提示されたこの付加共済金の算出方法の見直し自体については、特段の御異論はなかったように伺いましたので、当小委員会としては、本日御提案の内容、自家運用部分の潜在的損失額についても付加共済金の算出の基礎に算入するという御提案については御了承いただいたと理解してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 それでは、御異議がないようですので、この御提案を当小委員会としての取りまとめとさせていただきます。ありがとうございます。

○杉本小規模企業振興課長 ありがとうございます。今後ともよろしく願います。

○山本委員長 それでは、続きまして、議題5「共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組みについて」、この点について、まず中小機構のほうから資料5についての説明をお願いいたします。

○吉野中小機構理事 中小企業基盤整備機構の吉野でございます。

それでは、資料5に沿って御説明させていただきます。御説明内容は2点でございます。

1点目でございますが、現在、中小基盤機構の共済部門では、業務処理システムの刷新、

新しい業務処理システムの開発を進めてきているところでございます。2025年にリリースの予定でございますが、そのプロジェクトの中で契約者との手順のオンライン化を実現するという事になっておりまして、そちらのほうのプロジェクトの進捗状況を御説明させていただきたいと考えております。

2点目といたしまして、契約者の手順のオンライン化の中で、特に小規模企業共済契約者貸付の手続が大きく変わる部分がございますので、その内容についても併せて御説明させていただきたいという趣旨でございます。

2ページを御覧いただければと思います。1年前のこの共済小委員会で報告された内容と重なる部分が多くございますので、端折って御説明させていただきますが、中ほどの課題のところでございます。現在、私どもの手続ないしは業務処理システムでは、契約者の皆様方に商工会の窓口や地域金融機関の窓口までお越しいただく必要があるという状況でございます。また、そういった窓口から機構まで、手続の書類をたすきリレーのような形で上部機関に郵送し、さらにそれを郵送しといったような形で処理しており、また大型コンピュータでバッチ処理をしているという関係で、1つの手続に基本的には1か月、物によっては2か月かかるといったようなことで契約者をお待たせするような形となっております。このような状況を解決すべく「いつでも」「どこでも」「スピーディ」という目標を書いているところでございますが、業務処理システムを刷新、新しいシステムの導入をしたい、情報処理システムの導入をしようしているところでございます。

次のページを御覧ください。繰り返しになりますが、上半分が契約者の利便性の向上に資する大きな項目でございます。また、当然のことながら、下半分でございますが、業務の効率性の向上、災害時などの事業継続性の強化、そしてオンライン化いたしまして、インターネットにつながることになりまして、セキュリティの強化もしていかなければいけないといったようなプロジェクトを進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。では、どのような形で契約者の手順のオンライン化が進んでいくかというイメージを御説明させていただきたいと思います。左側に丸が4つほどございます。左下に現在、その上に先行オンラインと書いてあります。2023年に一部手続のオンライン化をしたいということでございます。2025年に業務システム刷新ということでございまして、新しいシステムがリリースされて全ての手続がオンライン化されるということでございます。

右下の図を御覧いただきますと、先ほど御説明したとおり、現在は紙の手続のたすきリレーのような形で業務が進んでいるということでございます。2023年の先行オンラインは、このたすきリレーは基本的には変わらないのですが、デジタルトランスフォーメーション(DX)を早急に進めなければいけないということがございます。契約者の利便性を向上するため、オンラインでの申請を受け付けられるようにするという事でございます。現在のシステムの一部手直しで対応するということでございます。そして、2025年には全面的に新しいシステムを導入いたしまして、基本的にオンラインでの申請で、システム内も

自動処理を極力進めていくことを考えております。

一方、小規模企業共済など高齢者の方も多く加入されていらっしゃると思いますので、そういう方々向けに紙での手続のほうも当面の間は併存させる形で維持したいと考えておりますが、紙でお手続いただいたものも、OCR読み取り、デジタル化いたしまして、処理していくことを考えているところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。このようなオンライン化に関しましては、政府全体として進めているところでございまして、内閣府デジタル庁のデジタルワーキング・グループにおいて様々な制度や基本計画を策定し、オンライン化の予定を登録しているところでございます。また、その中で第三者のチェックを受けるようにという指示も出ているところでございまして、この共済制度に関しましては、共済小委員会で年に1回チェックを受けるという形となっております。

次のページをお願いいたします。チェックを受ける内容は、利用率の目標、オンライン化率の目標が達成されているか、また、個別のアクションプランが実行されているかということでございます。下の表を御覧いただきますと、オンライン化利用率目標は令和5年度ないしは7年度で20%ということになっておりまして、足元では、まだシステム開発中ですので、ゼロ%というところでございます。

次のページをお願いいたします。アクションプランのほうは、アクションプラン a がシステム開発を着実に進める、b、c、dが関係者に事前の情報を適切に届けるということでございます。システム開発のほうは、12本の調達のうち4本までは既に実行中でございまして、今年4月からは、最大の調達でございますプログラムの開発、システムの開発の調達を終えまして、現在、プログラム開発中でございます。また、b、c、dも記載のとおり、情報提供を進めているところでございます。

続きまして、8ページでございますが、契約者貸付のオンライン化の手続の流れの変更について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。下の図を御覧いただきますとお分かりになりますとおり、現在、小規模企業共済の掛金を担保といたしまして貸付けを受けられる場合には、地域の金融機関、銀行の支店まで足を運んでいただく必要がございます。また、基本は1年の貸付契約でございますので、1年ごとに足を運んでいただいて契約を更新していただく必要がございます。このような手間や、契約更新の際に印紙税などの手数料が発生しているところでございまして、契約者にとっても、地域金融機関の支店の窓口にとっても、業務負荷が高まっているところでございます。

次のページをお願いいたします。2025年の業務システムの刷新以降は、金融機関の支店を間に挟まず、直接、契約者と中小機構の間でオンラインで貸付けの申込等、貸付の実行ができるようにする予定でございます。また、オンラインに何らかの支障がある方のためには、紙での手続を郵送で直接中小機構が受け付けることで、紙手続のほうも生かしていきたいと考えているところでございます。

また、右下の図を御覧いただければと思いますが、先ほど毎年1回契約の更新が必要であるという御説明をいたしました。これもかなりお手間を取っているところがございますので、基本的には掛金の約8割の枠内であれば自動延長で貸付けが継続されるという仕組みにしたいと考えております。これによってお手間も取らせませんし、印紙税なども発生しないということがございます。ただ、この仕組みを導入するに当たりましては、万が一、貸付けの返済が滞った場合に、掛金を返済に充当する法定弁済のタイミングの時期が変わってまいりますので、その点、省令の改正が必要ということで、現在、中小企業庁と御相談申し上げているところでございます。

最後のページでございます。今、御説明いたしましたような形で融資手続の変更をしていきたいと考えているところでございます。それを一覧表にまとめました。延滞利子なども基本的にはかからないようになるといったようなところが特徴でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂きました御説明につきまして、これも御質問、御意見等、何でも結構ですので、お気づきの点を御指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

このオンライン化それ自体は、世の中全体の潮流というか、動向からすれば避けがたいというか、当然取り組んでいくべきことになるのだらうと思います。それに付随して、ここにあるように融資制度の在り方も少し変わってくるということではありますが、特段の御質問あるいは御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回御提示のあった小規模企業共済契約者貸付のオンライン化につきまして、特段の御異論はないと承りましたので、小委員会としてはこの内容について了承したいということによろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で取り扱わせていただきます。

以上で本日予定しておりました議題は全て終了ということになるかと思いますが、堤委員、先ほど最後に御発言ということがあったかと思いますが、御発言いただければと思います。

○堤委員 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

本日の趣旨とはダイレクトにリンクしないところがございますが、3点、意見で述べさせていただきます。

まず、加入年齢が多分64歳か65歳までになっていると思うのです。人生100年時代になったときに65歳で定年退職をしてから自営を始めたい、もしくは早期退職を考えられるときにこの制度を御案内しても、実際使いづらいと言われます。今、各地の創業支援をしておりますと、65歳から自営業を始めて、70歳を過ぎても1か月5万円から10万円を稼ぎ続けているという、ITのスキルを使って活動しているシニアがぼつぼつ出てきています。このことより、制度の加入年齢の引上げ等、御検討の余地があれば嬉しいということが1点目

です。

もう一つは、昨今の流れで兼業・副業というような形で個人事業主を考えていらっしゃる方々、給与所得がある方に関しましては、共済の加入条件は満たさないということです。今、給与所得者だが、いずれは自営業のほうにシフトしたいというような形で兼業・副業を始められると、兼業の期間はこういった制度は加入できない。特に非正規社員の方は社会制度そのものが非常に少ない。時間数を満たさないと給与でもそういった社会制度に入れない、兼業でやっているこちらでも入れないというような形になってしまうのではないかと不安の声も聞きます。加入条件そのものをこれからの新しい柔軟な働き方に合わせる形で変えていくことができるのかという点を2点目として提示させていただければと思います。

そして、最後に「企業の倒産防止共済」の件について1点お願いになります。今、加入の制限が800万円ということになっています。倒産を防止していこうという共済なのですが、これを倒産しない会社がこの倒産防止共済を引き出すというときがあります。どういうときに引き出すかという、例えば退職者が重なったときや、オフィスや工場を拡張したかったり事業所を移転したり、経営者が替わる、経営者が退職するというときに、経営者の退職金は従業員よりもかなり大きい金額になりますので、そういった際にこの倒産防止共済を一回取り崩して、会社が大きく赤字になったり経営が傾くことを避けたいというふうに考えます。

倒産を防止する、倒産しないようにする共済だという意味合いを広く捉えていただき、この上限がもう少し積めるような会社があるのであれば、この共済の上限額を引き上げるようなことを近い将来考えていただけるのであれば、先ほどのお話の中でも経営者が高齢化している、60歳、70歳になっているような会社も倒産防止共済を御利用なさっているのだとすると、多分、今、私が申し上げたような使い方を考えられるのではないかと、次の経営者たちが考えられるのではないかと思います。

今日の本筋の議論とは異なる発言になりましたが、3点、発言させていただきました。機会を頂きまして、ありがとうございます。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

いずれも現代的な問題であり、また、現場に即した問題提起で、重要な問題を提起していただいたと感じましたが、第1点、第2点は基本的には小規模企業共済の話で、第3点は倒産防止共済のお話だったかと思います。杉本課長あるいは井上室長のほうから現段階で何かコメントいただける点があればと思いますが、では杉本さんからお願いします。

○杉本小規模企業振興課長 堤先生、貴重な御指摘、ありがとうございます。

年齢の部分も、先ほど説明させていただいた資料3の4ページ目のところでも、3年度の新規加入者、例えば61歳から70歳とか、71歳以上みたいな方々もおられたりはするのですが、いずれにしても、働ける年齢が高くなってきているという状況もあると思いま

すので、引き続き、我々もそういう観点については問題意識を持っていければと思っております。

もう一つ、兼業・副業の観点、これも最近そういう世の中の流れみたいなものが出てきていますし、ただ、我々、小規模企業共済も、メインは廃業とか退職後の生活の安定等を図るための資金として積立てを行うみたいな部分でいうと、取りあえず自分で事業を兼ねるといふことよりも、その事業が廃業・退職した場合ということであるのと、それ一本でみたいなことが前提になっている部分とかあるのですけれども、いずれにしても、兼業・副業されているときに本業の部分でどうかみたいな、ほかの制度との兼ね合いが出てくるかもしれませんが、時代はそういう部分が出てきていると思いますので、我々も引き続き、先生等々とお話をさせていただきながらいろいろ勉強させていただければと思います。

貴重な御指摘、ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

井上さんから。

○井上経営安定対策室長 貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

確かに委員のおっしゃるとおり、多様な働き方あるいは事業承継等々の中で企業を取り巻く制度の在り方は非常に変わっているというのは私も共感できるところでございます。一方で、この法律は昭和53年に制定された非常に歴史の長い法律でございますけれども、倒産という概念も今までの枠組みではなかなか委員の御指摘は捉えられないというのはおっしゃるとおりだと思います。中長期にみた場合倒産という概念だけで収まらない話だと思いますので、いろいろとまた考えていければと感じているところでございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

大変重要な問題提起、中長期的な2つの制度の在り方に関わる問題だと思いますので、当小委員会としても宿題として今後適宜な時期に議論を深めていければと私自身も思いました。堤委員、ありがとうございました。

ほかに何かこの際ということで御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議はこの程度とさせていただきまして、今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 山本委員長、長時間にわたりまして、議事進行をお務めいただきまして、ありがとうございました。

それでは、次回の共済小委員会でございますが、小規模企業共済の付加共済金の支給率等に関する審議を頂くために来年3月上旬ごろをめぐりに予定しております。なお、開催方法につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況などを踏まえまして、検討いたします。また改めて後日、事務局より皆様へ御連絡させていただくことにしております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。そのようなことですので、3月に、本日御審議

いただいた付加共済金の支給率の話ですが、早速、その具体的な適用ということになるかと思えますけれども、また御審議いただきたいと思えます。

それでは、本日は以上をもちまして、終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、貴重な御意見を頂き、また熱心な御審議を賜り、さらに円滑な運営にも御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

午後 6 時 4 5 分 閉会